



桜井小だより

自立・礼・集中

桜井校区の皆様へ

第8号

令和6年1月13日

文責：校長 成清信彦

新年あけましておめでとうございます

2024年が始まりました！

お正月からお天気に恵まれ、暖かい新年を迎えることができました。皆様いかがお過ごしでしたか。

熊本ではこのように穏やかな年明けとなりましたが、能登半島や北陸地方におかれましては、未曾有の大震災に見舞われました。

震災により尊い生命を失われた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げます。また被災をなさった方、またそのご家族ご親戚の方々にお見舞い申し上げます。復旧のために全力で取り組んでいらっしゃる関係者の方々にも感謝申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。



学校をよくするために、みんなで頑張っています

企画委員会の児童が12月の昼休みに「お楽しみ会」を企画してくれました。

- ・音楽クラブによるハンドベル演奏
 - ・4年生によるソロでのダンス（すごい！）
 - ・1年生の「100%勇気」の大合唱
- どれもとっても楽しいもので、集まったみんなで楽しい時間を過ごすことができました。



保健委員さんも今週は毎日昼休みに「保健博物館」というテーマでふれあい交流会を実施し、クイズやゲームなどで楽しませてくださいました。

先日の始業式の時にも学校をよくするために3年生の児童から「ピタッとチャイム運動」をやろうという提案がされました。

5年生の児童からは「みんなが仲良くなれば、もし困っている人がいた時でも、助けてくれる人がいて、幸せな学校になる」という今年の抱負が発表されました。



桜井交流会を行います！

5年生は、水俣で大切なことを学びました。そして水俣から学んだことを私たちの未来へどう生かすか考え、話し合った結果「桜井交流会」を行うことにしました。理由は、話し合うことでみんなのことを理解できるからです。行ける人はぜひ来てください！！

時間 週に1回水曜日
場所 家庭科室
内容 きてからの楽しみ！

ぜひ来てください！

「こどもまんなか」一人ひとりを大切にしたい社会へ

すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、「子ども基本法」がつけられました。

その基本には国連で定められた

「児童の権利に関する条約」があり、そこには4つの原則があります。日本ユニセフ協会ホームページより抜粋

児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則

○生命、生存及び発達に対する権利

すべてのこどもたちが、命を守られ成長できること

○子どもの最善の利益

「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える。

○子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について意見を表明し、参加できること

○差別の禁止

すべての子どもは差別されず権利が保障される。

私たち大人はこの法に則り、その精神を大切に、子どもたちが幸せに暮らしていけるように考え取り組んでいきます。

もちろん、学校はそのために尽力してまいります。

保健室でも「こころとからだの健康をまもろう」とよびかけて「子どもたちの心」も大切にしたい授業に取り組んでいます。

危険木の伐採が行われました。

学校にはたくさんの木が植えられていますが、植栽から長い年月が経たものもたくさんあります。昨 year 中央区で街路樹が突然倒れる事故がありました。熊本市立学校においても同様の事故があっては いけませんので、樹木の専門家による調査が行われました。その中で本校のサクラの木も数本が伐採の対象となり作業が行われました。

春には美しい花を咲かせてくれるサクラの木、これまで、幾多の子どもたちを迎え、見守ってくれた木々に感謝を申し上げます。

…「ご苦労様でした。」

本校のシンボルツリー「大きな桜の木」は、まだまだ大丈夫です！春が楽しみです。

